



CTVビル倒壊事故の捜査結果について

2011年にクライストチャーチ市内で発生したCTVビル倒壊事故に関する警察当局の捜査結果についてお知らせいたします。

本件はニュージーランド警察が手掛けた事件の中でも、最も長期間に渡り、難解かつ複雑な専門的捜査の一つに数えられます。

捜査担当班による包括的捜査に加え、一部の構造部の再構築と検証、CTVビル跡地の掘り起こし作業などを実施し、さらに幅広い専門家からの工学的見解や、クライストチャーチ公訴事務弁護士と内閣法制局による法的考察を求めました。

本捜査は長い年月を要し、今日までお待ちくださったご遺族の皆様にご感謝の意を表します。

ニュージーランド警察は法的助言や専門家の見解をはじめ、入手可能なすべての情報を慎重に検討した結果、本件の起訴を見送るという結論に達しました。

この結果に対し、失望される方もいらっしゃるかと理解しております。

警察、内閣法制局、およびクライストチャーチ公訴事務弁護士は、今回の決定について皆様にご説明し、ご質問にお答えするため、クリスマス前に当地にて説明会を開催する予定です。その詳細は末尾をご覧ください。

今回の捜査では、CTVビルの設計に著しい瑕疵のあったことが確認されました。警察は過失致死罪による立件を検討し、通常の手続きと同様、法務長官策定の刑事訴追の指針を適用しました。

刑事訴追に当たり、同指針は有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠を求めます。しかし、本件についてこれまでに入手した証拠は、合理的根拠として不十分であると判断いたしました。そのうえ、被疑内容とされる個人の行為と死亡事故発生までの経過時間について、法律上の技術的障壁が明らかになり、それがさらに起訴を困難にしました。

この点に関し、内閣法制局は独自の見解を表明しています。上記の結論に至った背景を皆様にご理解いただくため、その一部を以下にご紹介します。

内閣法制局の見解 - ブレンダン・ホースリー (Brendan Horsley) 法務次官 (刑事訴追)

「起訴の是非は警察の判断に任せられているが、複雑な事件や注目度の高い事件に関しては、結論に至るまでに所轄の公訴事務弁護士や法務長官と協議することが一般的である。本件の場合、警察当局は2017年5月26日の時点で捜査報告を完了し、クライストチャーチの公訴事務弁護士であるマーク・ザリフェ (Mark Zarifeh) の助言を求めた。同氏の法的助言の内容は、法務次官 (刑事訴追) が評価に当たった。

起訴の是非については、法務長官の刑事訴追の指針に従い、以下の2点を検討したうえで判断を下す。(i) 法廷で採用され得る証拠に有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠があるかどうか(「証拠の十分性」)、および(ii) 公益を鑑みて、起訴が必要かどうか。

捜査を担当した警察当局は、CTVビルの設計責任者であったアラン・リーアイ氏(Dr Alan Reay) およびデヴィッド・ハーディング氏(Mr David Harding) に関し、過失致死罪を適用する可能性を指摘した。この見解を支援する資料として提出されたベカ(Beca)社の包括的な工学的調査報告書は、CTVビル設計に数多くの重大な瑕疵があったことを明らかにしている。同社の報告書は、利害関係を持たない独立専門家2名(内1名は在サンフランシスコ)によって査読されている。

過失致死罪は、「重大な刑事犯罪には非難に値する心理状態がつきものである」という一般原則には該当しないものの、「通常過失」あるいは相当の注意を怠った、というだけでは不十分である。検察は、当該の被告人の行為が、その状況に置かれた通常人が払うべき程度の注意から「大幅に逸脱」していたという主張に合理的な疑いを差し挟む余地がないことを立証しなければならない。これは容易に満たせる基準ではない。その行為が極めて悪質であり、重大な犯罪として有罪判決を下すべきだと陪審員を確信させなければならない。

また、検察は、被告人の過失が唯一の原因ではなかったとしても、当該者死亡の一因であることを立証しなければならない。自然災害のような極端な事象が介入する場合、この点は特に立証が難しい。

公訴事務弁護士と法務次官は、「証拠の十分性」の検証は困難かつ判断が難しいものであったと報告している。両者は「大幅な逸脱行為」ならびに因果関係の証明が極めて困難であり、有罪判決を導き出す可能性は低いと考察した。

公訴事務弁護士は、ベカ社の見解を一番の拠り所とした場合、「証拠の十分性」の要件を満たせる可能性もあったと述べているが、法務次官はそれに異を唱え、当然なされるべき慎重な取り組みが行われたと述べている。ベカ社の報告書は検察の主張を支持するものだが、本件は「専門家による審理」ではなく、刑事訴追の指針はその他の証拠や被告側答弁の可能性も考慮に入れることを義務付けている。検察にとって最大の難問は、指摘された設計上の瑕疵さえなければ、CTVビルは倒壊しなかったという主張を立証することである。査読を担当した専門家たちは、この点に関する結論付けを控えている。

本件には、その他にも技術上の障壁がある。犯罪法(Crimes Act)でいうところの死とは、被告による過失行為の終了後「満1年」以内に発生したものをいう。これまでにこの「満1年」の規定が、法廷で問題になったことはあまりない。しかし、法務次官はこの点が検察のあらゆる主張を完全に制約し得ると考察した。一連の出来事を自然に解釈すれば、当該の過失行為は、設計工程が完了した1986年に終了している。「満1年」の規定は歴史上異例であるため、現在、法改正が検討されている。」

以上

(今回の決定内容をより良くご理解いただくため、法的見解や工学的調査報告書をはじめとする関連資料をニュージーランド警察の公式ウェブサイト www.police.govt.nz で公開しています。)

この結果に対し、失望される方もいらっしゃると思われます。

本件は非常に難解かつ判断が難しいものであり、特に、専門家の助言や見解が捜査の進展と共に変化しました。

この惨劇の被害者の方々のために、捜査担当班は捜査の全段階を通じて、間断なく入念な取り組みを続けました。

しかしながら、起訴の是非を判断するに当たっては、証拠を基に判断基準を満たすことが必要不可欠です。

法廷にすべての判断を委ねればよいという単純なものではありません。ニュージーランドの法制下で刑事事件を訴追するには、入手した証拠に有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠がなければなりません。そのうえで、検察は訴状内容に合理的な疑いの余地がないことを立証する必要があります。これが検察のすべての刑事訴追に適用される基準です。

王立委員会のCTVビル倒壊調査報告書があるにもかかわらず、刑事訴追できないことを疑問に思われる方もいらっしゃるでしょう。確かに、王立委員会はビル倒壊につながった問題点を徹底的に究明しました。しかし、その調査結果や証拠物件のみ、あるいはそれらに警察捜査で収集された情報を組み合わせたとしても、起訴に必要な法律上の要件を満たしません。

また、諸外国でこのような悲惨な事故が発生した場合、法律上、全く別の選択肢があることも認識しております。しかし、115名の犠牲者を出したCTVビル倒壊事故はニュージーランド国内で発生したため、当国の関連法に従って捜査を進めざるを得ません。

このような結果となり、皆様さぞかしご落胆のことと存じます。私個人として、改めてCTVビル倒壊事故犠牲者の皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

捜査担当者一同、皆様のお気持ちはいかばかりかと拝察申し上げます。

ピーター・リード

刑事局長

Peter.Read@police.govt.nz

遺族向け説明会：

警察、内閣法制局、およびクライストチャーチ公訴事務弁護士は、今回の決定についてご説明し、ご質問にお答えするため、説明会を開催いたします。

日時： 12月14日（木） - 1.30pm

場所： Avonhead Baptist Church,

102 Avonhead Road,

Avonhead,

Christchurch.